

参考(都留市田野倉地区環境整備協議会設置規則)

## ○都留市田野倉地区環境整備協議会設置規則

(昭和 55 年 10 月 7 日規則第 23 号)

改正 昭和 56 年 12 月 26 日規則第 30 号 昭和 63 年 10 月 1 日規則第 12 号  
平成 10 年 7 月 1 日規則第 15 号 平成 16 年 3 月 31 日規則第 12 号  
平成 20 年 3 月 31 日規則第 18 号 平成 27 年 3 月 23 日規則第 4 号

(目的及び設置)

**第 1 条** この規則は、都留市田野倉地内に設置されている大月都留広域事務組合の施設に起因する自然的、社会的及び精神的公害イメージを打破し、この地域一帯の住環境整備を確立し、もって地域住民の生活の向上に貢献することを目的として都留市田野倉地区環境整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第 2 条** 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項に関して調査、計画立案について協議を行う。

- (1) 田野倉地域の環境整備に関すること。
- (2) その他整備計画立案に伴う必要事項に関すること。

(組織)

**第 3 条** 協議会は、委員 32 人以内で組織する。

2 委員は、田野倉自治会長の推薦に基づき、市長が委嘱又は任命する。

(役員)

**第 4 条** 協議会に会長 1 人、副会長若干人を置き、会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名により選出するものとし、役員任期は、各々委員の任期とする。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

(任期)

**第 5 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第 6 条** 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第 7 条** 協議会に関係事項の調査を行うため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により選出する。

4 部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となり、会長及び副会長は、会議に出席し、意見を述べるができる。

(報告)

**第 8 条** 部会長は、部会の意見をまとめ、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

**第 9 条** 協議会の庶務は、市民部地域環境課において処理する。

(委任)

**第 10 条** この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(昭和 56 年 12 月 26 日規則第 30 号)**

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 12 月 10 日から適用する。

**附 則(昭和 63 年 10 月 1 日規則第 12 号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成 10 年 7 月 1 日規則第 15 号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 12 号)**

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 18 号)**

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 4 号)**

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。